

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 2 号

函館市いじめ防止対策審議会条例の一部改正について

函館市いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例

函館市いじめ防止対策審議会条例（平成 3 0 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 審議会に、特別の事項（前条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関するものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第 4 条の見出しを「（委員等）」に改め、同条第 4 項中「委員」の後ろに「および臨時委員」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 5 臨時委員は、その者の委嘱または任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。

第 4 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

第 6 条第 3 項中「委員」の後ろに「および議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第 4 項中「出席した委員」を「委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 審議会は、委員および臨時委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を

有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。

第7条の見出しを「（委員等以外の者の出席）」に改め、同条中「委員」の後ろに「および議事に関係のある臨時委員」を加える。

第8条第7項を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、重大事態調査部会に属すべき臨時委員について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

いじめ防止対策審議会に臨時委員を置くことができることとし、および同審議会の会議に関する規定を整備するため